

公告第 27 号

次のとおり事前審査型制限付一般競争入札を執行する。

平成 30 年 10 月 19 日

郡山地方広域消防組合
管理者 品川 萬里

第 1 事前審査型制限付一般競争入札に付する事項

契約番号	第 5 号
業種	建築一式工事
工事名	(仮称) 郡山地方広域消防組合郡山消防署富久山分署建設主体工事
工事場所	郡山市富久山町 地内
工期	契約締結の日から平成 31 年 10 月 15 日まで
工事概要等	構造・規模 建設主体：消防庁舎 鉄骨造平屋建て 敷地面積 2,072.32 m ² 延べ床面積 621.62 m ² ホース乾燥塔兼訓練塔 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ面積 40.00 m ² 電動 20 本ホース乾燥塔設備併用 懸垂幕共 杭地業 改良工事 周辺整備：外構工事 メッシュフェンス 側溝 グリストラップ ガードレール 外
支払条件	1 前払金 有り 2 中間前払金 有り 3 部分払 有り

- 1 予定価格は事後公表とする。
- 2 本工事は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 2 項に基づき、最低制限価格を設定する。
- 3 入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる工事費内訳書を添付するものとする。

第 2 入札執行場所及び日時

- 1 場 所 郡山地方広域消防組合消防本部 庁舎 5 階 多目的ホール
(郡山市堂前町 5 番 16 号)
- 2 日 時 平成 30 年 11 月 28 日 (水) 午前 10 時 00 分
※ 郵便及び電報等による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第 3 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 平成 29・30 年度の建築一式工事について、郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく認定を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。
- 3 郡山市の平成 29・30 年度工事等指名競争入札参加有資格業者のうち、建築一式工事においての格付けが S 等級に認定されている者であること。
- 4 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 5 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく建設業の許可を有する者であること。
ただし、当該工事において 6,000 万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。
- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生手続き終了又は再生手続き終了の決定を受けた者については、当該更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 7 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。
なお、開札日までに経営事項審査の有効期限が切れる場合は、有効期限日までに発行された更新後の通知書を、入札参加申請書（以下「申請書」という。）と併せて提出しなければならない。通知書が提出されないとき又は更新後の通知書の発効日が、更新前の有効期限の満了日の翌日以降である場合は、入札に参加することができないものとする。
- 8 郡山市に本店を有する者であること。
- 9 過去 10 年以内（本公告の公告日の 10 年前から申請書の提出期限日までの間）に、国、県及び他の地方公共団体が発注した業務で、本案件と同等の新築の建築工事を履行した実績のある者であること。
- 10 本工事において、次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。
ただし、当該工事において契約金額が 7,000 万円以上となる場合は、専任で配置すること。
 - (1) 1 級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有していること。
ただし、当該工事において、6,000 万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
 - (2) 申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
 - ※ 1 本工事においては、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。
 - ※ 2 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により補修が必要となった場合は、補修完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
 - ※ 3 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を 2 名まで申請することができる。

第4 設計図書等の閲覧

1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。）以下「入札参加希望者」という。）は、本工事に係る設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり閲覧することができる。

- (1) 期 間 平成30年10月19日(金)から平成30年11月13日(火)まで
(郡山地方広域消防組合の休日を定める条例(平成3年条例第7号)第1条に規定する組合の休日(以下「組合の休日」という。)を除く。)
- (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場 所 郡山地方広域消防組合消防本部総務課(消防本部庁舎4階)

2 設計図書等の複写

入札参加希望者は、閲覧期間内において、総務課長の承諾を得て、設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。(設計図書借用申込書の提出)

第5 入札参加の申込み

1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認後、本組合所定の入札参加申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を管理者に提出し、当該工事に係る入札資格の有無について確認を受けなければならない。(申請書等は、ウェブサイトからダウンロードすること。)

2 申請書等の受付

- (1) 期 間 平成30年10月19日(金)から平成30年11月13日(火)まで
(郡山地方広域消防組合の休日を定める条例第4号)第1条に規定する本組合の休日(以下「本組合の休日」という。)を除く。)
- (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場 所 郡山地方広域消防組合消防本部4階 総務課庶務係において行う。
(郵送等の取扱いは行わない。)

3 確認結果の通知

管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を入札参加資格確認通知書により、平成30年11月20日(火)までに通知するものとする。

第6 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を平成30年10月19日(金)から平成30年11月2日(金)までに提出するものとする。
- 2 質問に対する回答は、平成30年11月9日(金)までに質問者に回答するとともに、設計図書等回答書を、郡山地方広域消防組合ウェブサイトに掲載するものとする。

第7 入札保証金

免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合(本公告第12第2項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。)は、納付しないこととした入札保証金(入札金額の5%)と同額の金額を本組合に納めること。

第8 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第9 入札の中止等

本工事に關し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第11 落札者の決定等

1 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

2 入札回数は、2回を限度とする。

ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。（見積書の提出は2回を限度とする。）

第12 契約締結及び契約書の作成

1 契約の締結は、落札者の決定後、7日以内に行わなければならない。

2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項、第5項又は第6項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(2) 指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）

(3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、本組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

4 契約保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則（昭和48年郡山地方広域消防組合規則第16号）による。

第13 入札に関する注意事項

1 入札書及び委任状には、工事名及び工事場所を記載すること。

2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

3 初度の入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。

4 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則による。

第14 その他

- 1 配置予定技術者が正当な理由なしに配置できない場合は、指名停止措置を行うことがある。
- 2 落札者が契約を締結しない場合（本公告第12条第2項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止措置を行うことがある。
- 3 本契約は、議会の議決に付すべき契約であるため、議決を得た場合に成立する。
- 4 必要な様式は郡山地方広域消防組合ウェブサイトからダウンロードすること。
- 5 不明な点については、郡山地方広域消防組合消防本部総務課庶務係（電話：024-923-1699）まで問い合わせること。

設計図書等借用申込書

平成 年 月 日

郡山地方広域消防組合消防本部
総務課長

申込業者名		
申込者	役職名等	
	氏 名	
	電話番号	

※申込者は、申込業者の代表者又は社員等（申込業者が法人の場合には社員又は役員、個人事業主の場合には使用人又は生計を一にする親族）に限る。

下記のとおり設計図書等の借用を申し込みます。
なお、借用を受けた設計図書等を、自社以外の者へ供することはいたしません。

件 名	申 込	備 考
（仮称）郡山地方広域消防組合 郡山消防署富久山分署建設主体工事		入札締切：11月13日（火） 入 札 日：11月28日（水）

総務 課長		課長 補佐		係長		係員	
----------	--	----------	--	----	--	----	--

別紙2

入 札 参 加 申 請 書

年 月 日

郡山地方広域消防組合
管理者 品川 万里 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

電 話 番 号

貴組合において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。
なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと及び申請書の記載事項に
事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 契約番号 第 5 号
- 2 工事等名 (仮称) 郡山地方広域消防組合郡山消防署富久山分署建設主体工事
- 3 施行場所 郡山市富久山町 地内
- 4 添付書類
 - (1) 制限付一般競争入札参加資格要件総括表 【 様式1 】
 - (2) 同種業務の履行実績届出書 【 様式2 】
 - (3) 配置予定者技術者届出書 【 様式3 】

※ (2)は、公告において同種工事の施工実績を求められた場合に提出すること。

設 計 図 書 等 質 問 書

年 月 日

郡山地方広域消防組合管理者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

電 話 番 号

(作成担当者氏名

)

工事等名	
施行場所	
質 問 事 項	